

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
総則	出張所等	<p>第2 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。</p> <p>① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。</p> <p>(略)</p>	(規定なし)	<p>指定居宅サービスについては、指定訪問看護に限り、出張所等(いわゆるサテライト事業所)を設けることができる。</p> <p>なお、出張所等は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること</p> <p>ア 本体事業所と出張所等の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離であること</p> <p>イ 1の本体事業所に係る出張所等の数は2箇所までとすること</p>
	面積の測定方法	(規定なし)	(規定なし)	<p>内法で測定する。</p> <p>ただし、特定施設入居者生活介護は、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき壁芯で測定する。</p>
	食堂及び機能訓練室から除外する面積	(規定なし)	(規定なし)	<p>通所介護、通所リハビリテーションにおける次の面積は、食堂及び機能訓練室の面積から除外しなければならない。</p> <p>ア 棚、靴箱、荷物ロッカー(利用者用を含む)、洗面台、冷蔵庫、電子レンジ及び洗濯機等の機能訓練に資すると想定されない設備が設置されている面積</p> <p>イ 台所周辺の調理に要する面積</p> <p>ウ 当該事業所の他の単位、または他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって当該他の利用者、職員が日常的に通行する動線に係る面積</p>

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方	
訪問介護	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第七条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第8条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(国の解釈同様) イ 鍵付きの書庫(市独自)	
	運営規程	(運営規程) 第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。	(運営規程) 第30条 (同左)		
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)		
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)		
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)		
		四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)		
		五 通常の事業の実施地域	(5) (同左)		
		六 緊急時等における対応方法	(6) (同左)		
		七 虐待の防止のための措置に関する事項	(7) (同左)		
		(8) 個人情報の管理の方法 (9) 苦情への対応方法 (10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法		利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。	
八 その他運営に関する重要事項	(11) (同左)				
記録の整備	(記録の整備) 第三十九条	(記録の整備) 第42条			
	2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。	
訪問入浴介護	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第四十七条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第51条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(国の解釈同様) イ 鍵付きの書庫(市独自)	
	運営規程	(運営規程) 第五十三条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営	(運営規程) 第57条 (同左)		

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		<p>についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) <u>個人情報の管理の方法</u></p> <p>(10) <u>苦情への対応方法</u></p> <p>(11) <u>事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p>(12) (同左)</p>	
				<p>利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。</p>
	記録の整備	<p>(記録の整備)</p> <p>第五十三条の二</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第58条</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。</p>
訪問看護	設備及び備品等	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第六十二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第67条 (同左)</p>	<p>必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの</p> <p>ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(国の解釈同様)</p> <p>イ 鍵付きの書庫(市独自)</p>
	運営規程	<p>(運営規程)</p> <p>第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第77条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p>	

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 通常の事業の実施地域	(5) (同左)	
		六 緊急時等における対応方法	(6) (同左)	
		七 虐待の防止のための措置に関する事項	(7) (同左)	
			(8) 個人情報の管理の方法 (9) 苦情への対応方法 (10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		八 その他運営に関する重要事項	(11) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第七十三条の二	(記録の整備) 第78条	
		2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
訪問リハビリテーション	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	(設備及び備品等) 第82条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(国の解釈同様) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	運営規程	(運営規程) 第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第87条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額	(4) (同左)	
		五 通常の事業の実施地域	(5) (同左)	
		六 虐待の防止のための措置に関する事項	(6) (同左)	

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
			(7) 個人情報の管理の方法 (8) 苦情への対応方法 (9) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		七 その他運営に関する重要事項	(10) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第八十二条の二 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第 88 条 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
居宅療養管理指導	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	(設備及び備品等) 第 92 条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(国の解釈同様) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	運営規程	(運営規程) 第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項	(運営規程) 第 96 条 (同左)  (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (5) (同左) (6) (同左)	
			(7) 個人情報の管理の方法 (8) 苦情への対応方法 (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		七 その他運営に関する重要事項	(10) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第九十条の二	(記録の整備) 第 97 条	

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>二年</u> 間保存しなければならない。	2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
通所介護	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第102条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	身体拘束の禁止	(指定通所介護の具体的取扱方針) 第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げる ところによるものとする。 一 (略) 二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。	(指定通所介護の具体的取扱方針) 第105条 (同左)  (1) (同左)  (2) (同左)  (3) <u>指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u> (4) <u>指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>  (5) (同左)  (6) (同左)	身体的拘束等の禁止の規定は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたもの
	運営規程	(運営規程) 第一百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。))において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第107条 (同左)	

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定通所介護の利用定員	(4) (同左)	
		五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	(5) (同左)	
		六 通常の事業の実施地域	(6) (同左)	
		七 サービス利用に当たっての留意事項	(7) (同左)	
			(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		八 緊急時等における対応方法	(9) (同左)	
		九 非常災害対策	(10) (同左)	
		十 虐待の防止のための措置に関する事項	(11) (同左)	
記録の整備		(12) 個人情報の管理の方法	(12) 個人情報の管理の方法	(同上)
		(13) 苦情への対応方法	(13) 苦情への対応方法	
		(14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	
		十一 その他運営に関する重要事項	(15) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第百四条の三	(記録の整備) 第 112 条	
		2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
通所リハビリテーション	設備及び備品等	(設備に関する基準) 第百十二条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハ	(設備に関する基準) 第 138 条 (同左)	必要な設備として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方	
		ピリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。			
	身体拘束の禁止	(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針) 第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。	(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針) 第140条 (同左)		
		一 (略)	(1) (同左)		
		二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。	(2) (同左)		
			(3) <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (4) <u>指定通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	身体的拘束等の禁止の規定は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたもの	
		三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。	(5) (同左)		
		四 (略)	(6) (同左)		
	運営規程	(運営規程) 第百七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第143条 (同左)		
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)		
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)		
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)		



01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		四 指定通所リハビリテーションの利用定員	(4) (同左)	
		五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料 その他の費用の額	(5) (同左)	
		六 通常の事業の実施地域	(6) (同左)	
		七 サービス利用に当たっての留意事項	(7) (同左)	
			<u>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u>	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		八 非常災害対策	(9) (同左)	
		九 虐待の防止のための措置に関する事項	(10) (同左)	
			(11) <u>個人情報の管理の方法</u> (12) <u>苦情への対応方法</u> (13) <u>事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u>	(同上)
		十 その他運営に関する重要事項	(14) (同左)	
		記録の整備	(記録の整備) 第百十八条の二 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	(記録の整備) 第145条 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。
短期入所生活介護	廊下幅 (設備及び備品等) 第百二十四条 7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。  一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。	(設備及び備品等) 第151条 7 (同左)  (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8メートル以上とすることができる。	廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出のための動線を確保することを考慮した上で、円滑な往来に支障が生じない水準として定めたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。  また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、利用者、従業者等がすれ違う際の動線を考慮した上で、アルコーブ	

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
				を設けることなどにより、円滑な往来に支障が生じない場合を想定している。
		二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	(2) (同左)	
		三 階段の傾斜を緩やかにすること。	(3) (同左)	
		四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	(4) (同左)	
		五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。	(5) (同左)	
	運営規程	(運営規程) 第百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第164条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 利用定員(第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)	(3) 利用定員(第148条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)	
		四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 通常の送迎の実施地域	(5) (同左)	
		六 サービス利用に当たっての留意事項	(6) (同左)	
			(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		七 緊急時等における対応方法	(8) (同左)	
		八 非常災害対策	(9) (同左)	
		九 虐待の防止のための措置に関する事項	(10) (同左)	
			(11) 個人情報の管理の方法 (12) 苦情への対応方法 (13) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法	(同上)
		十 その他運営に関する重要事項	(14) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備)	(記録の整備)	適正な運営及び利用者に対する適切なサービス

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		<p>第百三十九条の二</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>第 167 条</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>の提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。</p>
短期入所療養介護	運営規程	<p>(運営規程)</p> <p>第百五十三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 201 条 (同左)</p>	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額	(3) (同左)	
		四 通常の送迎の実施地域	(4) (同左)	
		五 施設利用に当たっての留意事項	(5) (同左)	
			(6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	<p>利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。</p>
		六 非常災害対策	(7) (同左)	
		七 虐待の防止のための措置に関する事項	(8) (同左)	
	(9) 個人情報の管理の方法 (10) 苦情への対応方法 (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(同上)		
	八 その他運営に関する重要事項	(12) (同左)		
	記録の整備	<p>(記録の整備)</p> <p>第百五十四条の二</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第 203 条</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。</p>
特定施設入居者生活介護	運営規程	<p>(運営規程)</p> <p>第百八十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 232 条 (同左)</p>	

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容	(2) (同左)	
		三 入居定員及び居室数	(3) (同左)	
		四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続	(5) (同左)	
		六 施設の利用に当たっての留意事項	(6) (同左)	
			<u>(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u>	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		七 緊急時等における対応方法	(8) (同左)	
		八 非常災害対策	(9) (同左)	
		九 虐待の防止のための措置に関する事項	(10) (同左)	
	<u>(11) 個人情報の管理の方法</u> <u>(12) 苦情への対応方法</u> <u>(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u>	(同上)		
	十 その他運営に関する重要事項	(14) (同左)		
	記録の整備	(記録の整備) 第九十一条の三 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第236条 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存することを義務付けたもの。
福祉用具貸与	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。	(設備及び備品等) 第252条 (同左)  (略)ただし、第260条第3項(略)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
	運営規程	(運営規程) 第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第257条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 通常の事業の実施地域	(5) (同左)	
		六 虐待の防止のための措置に関する事項	(6) (同左)	
		(7) 個人情報の管理の方法 (8) 苦情への対応方法 (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。	
	七 その他運営に関する重要事項	(10) (同左)		
	記録の整備	(記録の整備) 第二百四条の二 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第262条 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
特定福祉用具販売	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第二百十条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第269条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	運営規程	(運営規程)※二百十六条で二百条を準用(波線部は読替) 第二百条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程)※276条で257条を準用 第257条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	

01\_「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方（介護予防を含む）

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		四 <u>指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額</u>	(4) (同左)	
		五 <u>通常の事業の実施地域</u>	(5) (同左)	
		六 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>	(6) (同左)	
			(7) <u>個人情報の管理の方法</u> (8) <u>苦情への対応方法</u> (9) <u>事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u>	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		七 <u>その他運営に関する重要事項</u>	(10) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第二百十五条 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>二年</u> 間保存しなければならない。	(記録の整備) 第 275 条 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。